

令和7年6月市議会 総務委員会資料

第64号議案 長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

目次

	ページ
1 条例改正の概要	2
2 改正理由	3
3 改正内容	3
4 施行期日	4
5 新旧対照表	5

総 務 部

令 和 7 年 6 月

1 条例改正の概要

(1) 改正する条例

長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「番号条例」という。）

(2) 条例の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）では、個人番号の利用範囲が定められているが、番号法で定められた事務以外の特定の事務（※）においては、条例に規定することで個人番号の利用を行うことができる。

（※）福祉、保健もしくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務に限る

・番号条例で規定する内容

①個人番号を利用する事務（独自利用事務） 【番号条例の別表第1で規定】

②個人番号を利用することができる特定個人情報 【番号条例の別表第2で規定】

（参考）個人番号事務のデータ連携イメージ



2 改正理由

番号法の一部が改正され、法定事務に準ずる事務（以下「準法定事務」という。）が新設されたことに伴い、独自利用事務としていた「外国人の生活保護に関する事務」に係る規定を番号条例から削除し、その他所要の整備を行うもの。

3 改正内容

(1) 外国人の生活保護に関する事務

準法定事務と重複する独自利用事務について、番号条例の別表第1から削除する。

ただし、利用する情報のうち、法で定められていない特定個人情報※もあることから、番号条例の別表第2の文言を改める。

※「固定資産税に関する情報」及び「療育手帳の交付に関する情報」

(2) 避難行動要支援の実施に関する事務

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）の令和3年5月20日施行に伴い、番号法も併せて改正され、当該事務が法定事務として新たに規定されていたものの、条例の改正を行っておらず、個人番号の利用を可能とする根拠を、番号法及び番号条例の双方において重複して規定していたことから、番号条例の別表第1及び別表第2から削除するもの。

4 施行期日

(1) 外国人の生活保護に関する事務に関するもの・・・市長が定める日

- ・ 準法定事務（外国人の生活保護に関する事務）に関する個人番号を利用した情報連携については、国において電算システムにおけるデータ標準レイアウトの整備等を行う必要がある。
- ・ 国の通知において、令和7年6月頃を目途に、データ標準レイアウトが整備され、準法定事務の情報連携が開始されるため、それまでは番号条例に基づき情報連携を行う必要がある。
- ・ 施行期日を、国が別途通知するデータ標準レイアウトの改版時期と合わせるため、施行期日を「市長が定める日」とするもの。

(2) 避難行動要支援の実施に関する事務に関するもの・・・公布の日

5 新旧対照表

○長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長崎市条例第24号）

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
機関	個人番号を利用する事務	機関	個人番号を利用する事務
市長	<u>[削る]</u>	市長	<u>(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による避難行動要支援の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの</u>
	<u>(1)～(6)</u> [略]		<u>(2)～(7)</u> [略]
	<u>[削る]</u>		<u>(8) 外国人に対する生活保護に関する事務であって市長が別に定めるもの</u>
	<u>(7)～(17)</u> [略]		<u>(9)～(19)</u> [略]
[以下略]		[以下略]	

別表第2（第3条関係）

機関	個人番号を利用する事務	特定個人情報
市長	<u>[削る]</u>	<u>[削る]</u>
	<u>(1)～(6)</u> [略]	[略]
	<u>(7) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の取扱いに準じて行う保護の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの</u>	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
	<u>(8)～(16)</u> [略]	[略]
	<u>(17) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳の作成に関する事務であって市長が別に定めるもの</u>	福祉関係情報であって市長が別に定めるもの

別表第2（第3条関係）

機関	個人番号を利用する事務	特定個人情報
市長	<u>(1) 災害対策基本法による避難行動要支援の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの</u>	<u>福祉関係情報であって市長が別に定めるもの</u>
	<u>(2)～(7)</u> [略]	[略]
	<u>(8) 外国人に対する生活保護に関する事務であって市長が別に定めるもの</u>	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
	<u>(9)～(17)</u> [略]	[略]
	<u>(18) 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって市長が別に定めるもの</u>	福祉関係情報であって市長が別に定めるもの

機関	個人番号を利用する事務	特定個人情報	機関	個人番号を利用する事務	特定個人情報
	<u>(18)～(21)</u> [略]	[略]		<u>(19)～(22)</u> [略]	[略]
	<u>(22)</u> 生活保護法による保護の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの		<u>(23)</u> 生活保護法（ <u>昭和25年法律第144号</u> ）による保護の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
	<u>(23)～(30)</u> [略]	[略]		<u>(24)～(31)</u> [略]	[略]
[以下略]			[以下略]		

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。